

議案第4号

みよし市職員等のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

みよし市職員等のハラスメントの防止等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月2日提出

みよし市長 小山 祐

みよし市職員等のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントが行われた場合等に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、職員等の人格及び尊厳が尊重され、その能力を十分に発揮できるような良好な職場環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職（市長等及び議員を除く。）で、本市に勤務する者をいう。
- (3) 職員等 市長等及び職員をいう。
- (4) 職場 職員等がその職務に従事する場所（出張先その他職員等が通常業務に従事する場所以外で実質的に職場の延長線上にある場所を含む。）をいう。
- (5) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 性別、性的指向又は性自認にかかわらず、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害することとなるようなものをいう。

ウ 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 職場における次に掲げるものをいう。

(ア) 職員等に対する次に掲げる事由に関する言動により当該職員等の職場環境が害さ

れること。

a 妊娠したこと。

b 出産したこと。

c 妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。

d 不妊治療を受けること。

(イ) 職員に対する妊娠、出産、育児、介護若しくは不妊治療に係る通院等に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の職場環境が害されること。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害することとなるような言動をいう。

(ハラスメントの禁止)

第3条 職員等は、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

(市長等の責務)

第4条 市長、教育長及び病院事業管理者は、職員がその能力を十分発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに係る研修、相談及び調査に関する体制を整備するとともに、ハラスメントが行われた場合又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適正に講じなければならない。

(職員及び管理監督職員の責務)

第5条 職員は、良好な職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除並びに被害者への配慮に努めなければならない。

2 管理監督職員（みよし市職員の給与に関する条例（昭和36年三好町条例第5号）第19条の2第1項に規定する管理監督職員をいう。）は、ハラスメントが行われた場合又はハラスメントに起因する問題が生じたときは、必要な措置を迅速かつ適正に講じなければならない。

(相談窓口の設置)

第6条 市長は、職員等からのハラスメントに関する相談を受け、事実関係を調査し、必要な措置を行うため、相談窓口を設置する。

(ハラスメント審査会)

第7条 ハラスメントを行ったとされる者が市長等である事案等の適切な処理及び解決につ

いて審議するため、ハラスメント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行い、その結果を答申するものとする。
 - (1) ハラスメントの事実確認等の調査を行うこと。
 - (2) ハラスメントの事実認定及び問題解決のための必要な措置について審査すること。
 - (3) その他相談等の処理に関し必要な事項を調査審議すること。
- 3 審査会は、委員 3 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、ハラスメントに関して識見を有する者のうちから市長が任命する。
- 5 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(不利益取扱いの禁止)

第 8 条 職員等は、相談者が相談を行ったこと又は関係者が調査に協力したことを理由として当該相談者又は当該関係者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
(職務の代行)

第 9 条 ハラスメントを行ったとされる者が市長である事案においては、この条例の規定において市長が行う手続は、副市長がその職務を行う。
(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)
- 2 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和 31 年三好村条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(報酬) 第 1 条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。 2 略	

別表（第1条関係）

職名	報酬の額
教育委員会委員の項から特別職報酬等審議会委員の項まで 略	
ハラスメント審査会委員	日額 7,000円 ただし、弁護士は日額20,000円
国民健康保険運営協議会委員の項以下 略	
備考 略	

別表（第1条関係）

職名	報酬の額
同左	
同左	
備考 略	

説 明

この案を提出するのは、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントが行われた場合等に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。